

Q&A

Q1 運動部活動の位置づけはどうなっていますか。

A. 中・高等学校学習指導要領総則に明記されており、学校教育活動の一環です。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。（総則から抜粋）

Q2 指導者にはどのような心構えが必要ですか。

A. 運動部活動を適正かつ安全に指導するために、次のような心構えが必要です。

- ① 健全な心身の育成や、望ましい人間関係を醸成するなど部活動の意義や目的を理解する。
- ② 発達の段階に応じた指導に心がけ、スポーツ傷害や事故防止など安全への配慮を十分に行うとともに、緊急時の対応の仕方について明確にしておく。
- ③ 勝利至上主義に陥ることなく部活動の楽しさを味わわせるように心がける。
- ④ レギュラーだけでなく、部員一人一人とのコミュニケーションを大事にするとともに、それぞれの個性に合った指導を心がける。
- ⑤ 向上心を持ち、経験主義だけにこだわらず、科学的理論に基づいた効率的・効果的指導を心がける。
- ⑥ 保護者や学級担任との連携を密にし、学業・生活面の指導にも十分な配慮をする。

Q3 専門的な技術指導ができない場合は、どのようなことに配慮すればよいですか。

A. 部活動を指導するすべての顧問がその種目の技術指導が十分にできるとは限りません。部活動は技術指導だけでなく、人間形成の一端を担っています。技術指導が十分にできない場合は、次のことに配慮して指導することが大切です。

- ① 自分自身がプレー、または技術指導ができなくてもその練習に参加する。このことにより、部員一人一人の個性を知り、また競技の特性など理解が深まり、部員との信頼感が生まれて指導・助言もしやすくなる。
- ② 他校の練習状況や試合などを見学し、チームの運営法、練習法、指導法を学んだり、指導書及びビデオ等により研究したりする。
- ③ 県教育委員会が実施しているスポーツリフレッシュセミナー（運動部活動顧問等を対象にした研修会）等へ積極的に参加し、指導力向上に努める。
- ④ 顧問は、部のリーダーと連携を図り、部員の自発的・自主的な活動ができるように、組織づくりや練習計画を作成する。
- ⑤ 外部指導者の活用についても検討する。

Q4 外部指導者を依頼する場合、どのようなことに配慮したらよいですか。

- A. 運動部活動は、学校において計画する教育活動であり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培い、体力や競技力の向上を目指し適切に運営することが大切です。顧問は生徒の意見を十分組み入れながら、専門的な知識や技能を有する外部指導者と連携を密にし、指導者としての資質向上の場とするとともに、部活動本来の目的が達成できるようにすることが必要です。

学校は外部指導者の必要性等を十分検討し、受け入れに際しては職員・部員・保護者の共通理解を図るとともに、依頼する場合は次のことに配慮することが大切です。

① 指導者の条件

- ・ 学校との連携を図ることができる人
- ・ 教育的配慮のもと発育・発達段階に応じた指導ができる人
- ・ 専門的な技術指導ができる人
- ・ 体力や技術面において個に応じた指導ができる人

② 指導者との確認事項

- ・ 依頼に当たっては、履歴書・健康診断書・誓約書等を提出してもらい、指導期間や日時なども文書により確認をする。
- ・ 教育目標や部活動の方針を確認し、練習計画や指導内容について顧問との連携を図る。
- ・ 練習時間等、校内の規則についての確認をする。

Q5 練習計画を作成するにはどのような考え方で行ったらよいですか。

- A. 練習計画の作成は、部活動を効果的・合理的に展開していく上で極めて重要なことです。練習計画をどう組み立てるかは、その部の活動の目標によって異なりますが、多くの部は対外試合への参加が目標の一つとされており、これも含め、生徒の負担等を考慮した適切な内容となるよう練習計画を立てるのが一般的です。

練習計画作成に当たっては、顧問と部員の間で十分に話し合い、共通理解を図ることが大切です。また、管理職は定期的に練習計画を提出させ、適切な内容であるかどうかを把握する。

練習計画を作成する場合の手順及び観点については次のとおりです。

団体競技及び個人競技それぞれのチームづくりや部員育成の基本構想を立てる。

- ・ めざすチームスタイルや選手像をイメージし、目標を設定する。
- ・ 部員個々の能力や特性の現状、目標レベルにおける競技の動向等を把握する。
- ・ 目標達成のために必要な基礎体力、基本技能、応用技能、チームプレーや戦術的内容、マナー及び精神的側面についてその習得の段階を考慮する。
- ・ 学校の部活動の目的や目標、方針等を踏まえる。
- ・ 部員の志向性や体力・運動能力、競技経験、意欲等の実態を踏まえる。
- ・ 年間公式試合や学校行事等との関連から、一年を一定期間（例：準備期間、試合期、移行期等）に区分して、期間ごとの重点目標（例：基礎体力の養成と基本技能の育成、個人戦術の確立、フォーメーションの周知徹底など）を設定する。
- ・ 練習と休養のバランスを考慮する。休養日については、原則、週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設けること。
- ・ 年間練習計画を変更する際は、顧問及び生徒（保護者）でその必要性を十分検討し共通理解を図る。

Q6 練習試合や大会等に参加する場合は、どのようなことに留意したらよいですか。

A. 次のことに留意することが大切です。

- ① 計画の立案前に、練習試合や大会等への参加が、部活動の適正な運営の範囲内であること(学校の設置者が定める「設置する学校に係る運動部活動の方針」や学校が定める「学校の運動部活動に係る活動方針」に沿っていること)を確認する。
 - ※ 原則、各部活動の作成した年間活動計画に沿った活動であること。
 - ※ 大会参加は、学校の設置者が定める大会数の範囲内であること。
 - ※ 「鹿児島県児童生徒対外運動競技の基準」参照
- ② 練習試合や大会等への参加について、保護者等の同意を得る。経費が必要な場合は、特に事前の同意が必要である。
- ③ 事前の健康診断をもとに参加者の健康状態に留意し、保護者の同意書・承諾書を必ず提出させる。
- ④ 部員の健康状態の把握に努め、インフルエンザ等の感染症に罹患している生徒がいる場合、他の生徒の参加については、学校長や学校医、関係機関とも相談した上で、大会主催者等と協議し、判断する。
- ⑤ 保護者から遠征費等を徴収した場合は、保護者に対し会計報告を行う。
 - ※ 顧問は、保護者からの徴収金の管理は、保護者会に依頼する。
- ⑥ 生徒の輸送が伴う場合、生徒の安全の確保及び十分な補償体制を整える。そのため、交通手段は、原則、公共交通機関(バス会社の貸切バスは、公共交通機関の一つ。)を利用する。

Q7 長期休業中の練習の進め方はどのようにしたらよいですか。

A. 長期休業中は、練習時間の確保がある程度容易なことから、基本技術等にじっくり取り組むことにより、練習課題の克服や成果の定着を図るなど最も練習効果の期待できる期間です。学校の指針に基づき、競技の特性や長期休業の意義を踏まえ、次のことに配慮した練習計画を作成することが大切です。

- ① 事前に学校や家庭との連携を図り、期間中の計画(練習日、休養日、合宿、練習試合等)を確認するとともに、練習時間や練習場所等について他の部との調整を図っておく。
- ② 部員個々に課題や役割を具体的に提示し、自発的・自主的活動を促して部内での存在感を味わわせ活動意欲の維持向上を図る。
- ③ 基本技能の習得と基礎体力の向上を図る。
- ④ 夏季休業中は、部員個々の体調や気象条件等に十分配慮し、無理のない時間帯に練習を行うとともに、休憩時間や休養日等を適切に設定して練習効果の維持と傷害の防止に努める。
また、練習中の水分補給については、十分配慮する。
- ⑤ 冬季休業中は、ストレッチングや柔軟体操などウォーミングアップを十分に行うとともに、練習後の体のケアは特に留意する。

Q8 合宿をするときの留意点はどんなことですか。

- A. 合宿は、日ごろの練習環境を離れ、部員が寝食を共にしながら十分な練習時間を確保し、きめ細かな指導や個別の課題解決のための練習ができるとともに、部員相互の交流を図り、信頼感を深めたりする機会です。

合宿の成果を上げるためには、その意義や目的を明らかにするとともに必要性を認識させ、年間練習計画に位置づけ、各方面との連携のもとに次のことに配慮して実施することが必要です。

① 合宿の意義

ア 同じ目的を持った、異年齢の部員を含めた部員同士が寝食を共にすることにより、部としての連帯感や社会性、責任感等を醸成することができる。

イ 種々の目的に応じた活動を一定期間集中的に実施することにより、活動の成果を上げることが期待できる。

② 合宿の目的

ア 集中的な練習により技能や体力の向上を図る。

イ 共同生活を体験することによりチームワークを醸成する。

ウ 共同生活や係当番活動等を行うことにより自主的・自律的な態度を育成する。

③ 合宿の計画

ア 学校の所定の手続きに基づき、学校長の承諾を受けるとともに、保護者の承諾を得る。

イ 合宿場所を選定する場合は、練習場所の条件、合宿の条件、気象条件、学校からの距離(往復時間)、医療施設の確保等について考慮する。また、決定に際しては事前調査も行う必要がある。

ウ 合宿の期間は、年齢や体力、競技レベル、経験年数等を考慮して適切に設定する。一般的には、高校生でも一週間を超えないよう配慮する。

エ できるだけ複数の指導者が参加し、技術指導だけでなく生活指導についても共通理解を図った上で、役割分担を明確にして指導に当たる。

④ 練習計画

ア 練習計画は、合宿でなければできない内容を中心に、目的に応じたものとする。

イ 合理的な練習を行うよう配慮するとともに、練習内容に柔軟性を持たせる。

ウ 雨天時の対策も考慮しておく。

エ 練習試合も合宿の成果を上げる効果的な内容であるので、事前に現地の学校等と連絡を取り、計画に組み入れておく。

⑤ 健康・安全

ア 生徒の健康状況を把握するとともに、保護者から部員個々のかかりやすい疾病等も確認しておく。

イ あらかじめ現地の医療機関へ連絡して協力を要請しておく。また、食中毒の発生時等、非常時の連絡体制を明確にしておく。

ウ 合宿中は、疲労度、食欲など健康観察を行い、健康状態を把握する。必要な場合は練習を休ませたり、日程の変更も配慮する。

Q9 練習試合をする場合の配慮事項はどのようなものがありますか。

- A. 練習試合は、それまでの練習の成果を確かめたり、現状の問題点や課題を把握し、その後の練習やチームづくり、戦術の練り上げ等に生かしていくために大切なものです。また、部員個々に目標や課題意識をもたせたり、競技の特性に触れさせて部活動への意欲を高める上でも、練習試合に参加させることはとても重要なことです。

練習試合をする場合は、次のことに配慮する必要があります。

- ① 練習試合は年間計画に位置付け、練習試合の目的、ねらい等を検討して相手校や期日、時間、会場等を定める。
- ② できるだけ多くの部員に試合を経験させるよう配慮したり、勝利のみにこだわらないよう指導する。
- ③ 部員の体力、技能、健康状態、経験等を十分考慮する。
- ④ ルールやマナーを尊重し、勝敗に対して公正な態度がとれるよう指導するとともに、相手校に対して感謝の気持ちや友好的態度を示し、また相手から学ぶ姿勢も必要なことを指導する。
- ⑤ 試合後には、内容や結果を反省・評価し、新たな目標・課題づくりに生かすようにする。
- ⑥ 家庭や学校との連携を十分にとり、練習試合の目的や相手校までの移動方法、日程、帰宅時刻等についてあらかじめ計画を知らせておく。
- ⑦ 相手校や会場までの往復の交通安全指導を徹底する。
- ⑧ 練習試合を通して安全についての理解を深め、習慣化されるよう指導する。
- ⑨ 日曜日等休日に試合を実施する場合は、その週のうちに部活動を休む日を設け、休養日とする。

Q10 運動部活動の中で望ましい人間関係を確立するには、どのように配慮したらよいですか。

- A. 集団の一員として、自分の存在感や他の部員のよさを認める適応性や協調性、集団を発展・維持させるためのルールを守る規律性と自律性、集団を動かす指導力（リーダー性）などがあり、人間の発達に欠かすことはできません。

したがって、異年齢集団の生徒による自主的な活動である部活動において、望ましい人間関係を確立することは大きな意義があり、次のことに配慮する必要があります。

- ① 一人一人を大切に活動の工夫

練習の場において、共に学び、助け合い、全ての部員がそれぞれの段階に応じて、体力や技能の向上に向けて平等に練習できるような場を工夫するなど合理的な部活動を推進する。

- ② リーダーシップの育成と部員の役割の明確化

円滑な部活動を推進するためには、部員全員の役割分担が必要である。部員間のお互いが学び合い教え合う状況がつけられるよう配慮し、上級生と下級生が共に活動する中で責任感と互いに協力することの大切さを理解させる。

③ 同じ目標達成に向けた連帯感の育成

試合での勝敗は、部活動の成果として重要なことである。しかし、勝敗だけにこだわると一部の選手のみが目が奪われチームの和を損なうことにもなりかねない。

試合に出場できなかった部員に対しても、同じ目標達成に向けての努力を十分に認めるとともに、レギュラー選手にも、部全員の協力で試合ができるという謙虚な気持ちを持たせる。

Q11 運動部活動を保護者に理解してもらうためには、どうすればよいですか。

A. 保護者に運動部活動を正しく理解してもらうことは、部活動の運営上欠かすことはできない大切なことです。

そのためには、運動部活動が部員一人一人を大切に、自主的・実践的な活動がなされる中で成果を上げ、望ましい活動となることが前提となります。そのうえで、保護者に、その運動部活動をよく知ってもらうことが重要です。

保護者の理解を得るためには、次の事項について配慮する必要があります。

- ① 部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針等を明確にする。
- ② 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、効率的な練習をさせる。
- ③ 運動部活動における好ましい人間関係の醸成に努める。
- ④ 運動部活動上の全般において、保護者の悩みや心配ごと、そして願いなどがあれば積極的に応える。
- ⑤ 学級担任や保護者との連携を十分に図る。

具体的な方法として、

- ア 運動部活動だよりの発行
- イ 部活動保護者会の開催
- ウ 練習・試合見学会の開催

など、保護者に理解・協力を求めることが大切である。その際には、学校側の一方的な説明に終始することなく、保護者の経験談などを発表してもらうことも有効である。

Q12 保護者とのコミュニケーションはどのように図ったらよいですか。

A. 運動部活動を円滑に推進するためには、顧問・部員・保護者が一体となれるような信頼関係を確立することが必要です。

そこで、顧問教師の側から積極的にその機会を設け、運動部活動への理解を深めてもらうようにするためには、次のことに留意する必要があります。

① 部活動保護者会の持ち方

ア 顧問と保護者の意志の疎通を図る会

保護者会では、部活動の内容や活動状況を説明したり、選手起用に関する顧問の考え方などを理解してもらうだけでなく、一人一人の保護者の悩みや願い等を率

直に聴く。

イ 生徒の活動を理解する会

ただ話し合いだけに終わることなく、生徒達の部活動を直接見る機会を設定する。例えば、合宿中に保護者会を実施することで、食事・洗濯や厳しい練習を見学し、普段見られない子供の姿を発見することができる。

ウ 保護者間の連携を図る会

保護者間の連携を図るために、保護者による役割分担をするなどして、組織を細分化し一人でも多くの保護者が関心を持てる雰囲気作りに努める。

② 運動部活動だよりの発行

「運動部活動だよ里」を定期的に発行して、日ごろの活動状況や大会・練習試合の予定等を連絡することも効果がある。保護者に興味・関心を持って読んでもらうためにも、執筆を子供に分担させたり、保護者の方々にもお願いしたりする等工夫する。また、大会や試合にはできる限り応援を求め、一緒になって子供の活躍を応援する機会を設ける。試合を応援することによって、一体感や学校所属意識も生まれ、顧問・生徒・保護者間のつながりをより一層強めることができる。

Q13 部活動の運営に係る経費の運用は、どのように留意すればよいですか。

- A. 部活動の運営に係る経費については、顧問が直接管理することがないように留意すること。学校予算に各部活動運営費がある場合も同様に、学校の指示（校長の指導の下）に従い、金銭を直接管理しないようにし、保護者会に依頼しましょう。

また、以下の点に留意することが大切です。

運動部活動の運営に係る経費の適切な運用のために、次のことに留意する。

① 保護者の理解を得ること。

運動部活動の運営に係る経費の多くは、保護者が負担する。活動に必要な用具・消耗品等の計画的な購入や参加する大会の精査など、保護者の負担が大きくなり過ぎないように顧問が心がけるとともに、用具・消耗品等の購入や大会への参加について、事前に保護者の理解を得ること。

② 説明責任を果たすこと。

保護者から徴収した金額について、必ず収支決算報告を行う。不明な使途及び金額がないようにしなければならない。

Q14 生徒が大会等に参加する時の交通手段は、どうすればよいですか。

- A. 運動部活動としての大会参加、練習試合等における生徒の交通手段は、公共交通機関の利用を原則とする。

【参考】

次のような交通手段には、それぞれ問題がある。

例1) マイクロバス等の利用

部活動後援会や個人が所有するマイクロバス等を運転中、事故を起こすと、運転者個人の責任が問われることがある。

例2) 保護者の自家用車の利用

保護者が自分の子供以外の児童生徒を輸送中、事故を起こすと、運転者の責任になる。

いずれにしても、安全の確保及び十分な補償体制を整えることが不可欠である。

Q15 日常の活動における事故を防止するには、どのようなことに留意すればよいか。

A. 学校管理下における事故の状況をみると、部活動中に発生した重大事故も少なくありません。事故は、人間の行動、心身の状態、環境等の様々な要因の結合によって発生するものであり、適切な安全管理のもとに、事故を未然に防止することが大切です。そのためには次の事項に配慮する必要があります。

- ① 定期的に用具・施設・設備等の安全点検を実施し、生徒が安全に活動できる状態を保持する。また、活動前には必ず事前点検を励行するとともに、使用後の用具等の収納の仕方についても安全管理の徹底を図るよう指導する。
- ② 練習場所や練習時間等を調整し、安全に活動できるように心がける。
- ③ 部員の体力や運動技能などを考慮し、長期的な見通しをもった無理のない合理的な指導計画を立てる。特に、新入生に対しては加重負担にならないよう配慮する。
- ④ 部員の体調に配慮し、準備運動・整理運動を十分に行わせる。
- ⑤ 養護教諭や学級担任及び家庭との連携を図りながら、日常の部員の健康状態を把握し、健康管理や健康観察を十分に行わせる。
- ⑥ 自他の安全や練習場所の安全に留意して練習するなど、安全への配慮を常に心がけるよう指導する。
- ⑦ 万一の事故に備えて緊急体制を確立し、緊急連絡網等を職員室や体育館等に掲示しておく。

Q16 会議等で顧問が練習に出られない場合は、どのようにすればよいですか。

A. 運動部活動は学校の教育活動の一つであるので、顧問が練習に立ち会い、指導することが原則です。しかし、会議等でどうしても練習に出られない場合も考えられます。そのようなときには、他の職員と連携を図り、次の事項に留意することが大切です。

- ① 他の顧問教員に監督を依頼したり、部のリーダーに対して安全に十分配慮した活動の内容や方法、日程等について詳細に指示するなど適切な措置を講じておく。
- ② 部員の健康観察や用具・施設等の事前点検を行うなど安全面での配慮をするとともに、緊急事態発生時の対応について、他の顧問や部員と確認しておく。

Q17 万一、事故が発生したときの緊急時の対応はどのようにしたらよいですか。

A. 万一、事故が発生したときは迅速かつ適切な対応が必要であり、緊急体制が有効に機能するよう日ごろから全職員の役割分担や手順を明確にしておくことが大切です。

また、保護者や本人への対応は、誠意をもって対処することが重要であり、次のことに配慮することが大切です。

- ① 負傷の状況を的確に把握し、速やかに適切な判断及び処置をする。
- ② 負傷者のみでなく、周囲の者にも動揺を与えないよう冷静に対処する。
- ③ 負傷の程度により、医療機関、学校長、養護教諭、関係教職員、保護者等に連絡する。また、負傷者の搬送については、原則として、救急車、タクシーを使用する。
- ④ 医師や保護者への説明、報告書の作成及び今後の事故防止対策の資料とするため、事故発生状況や緊急対応措置等については正確に記録しておく。
- ⑤ 事故現場を離れるときは、他の部員への指導や指示を適切に行い、二次災害を起こさないように留意する。
- ⑥ 保護者が到着するまでは、負傷した生徒に付き添い様子を見守る。
- ⑦ 関係者や外部の対応については、窓口を一本化し、情報を正しく伝える。
- ⑧ 市町村教育委員会や県教育委員会への事故報告を速やかに行う。

部活動中に事故が起こらないよう、顧問教師は指導する際、安全面での十分な配慮が必要とされます。どの程度の注意を払っておれば顧問教師(学校)として十分な安全配慮を行っているか認められるかということについては、個々具体的な事例で判断するしかありません。判例を挙げたので参考としてください。

<判例>

(1) 訴訟の概要

県立高校1年生のAは、入学後間もなく学校の柔道部の練習に参加、入部後2か月足らずの6月18日、放課後、校内の道場で2年生部員のBと練習していた際、大外刈りで投げられて頭部、頸椎部を強打し、外傷性脳幹部損傷により死亡した。

Aはこれまで柔道の経験はなく、柔道の練習経験は、日数にして48日、時間数にして74時間程度にすぎない初心者であった。また、指導に当たっていたC教師は対外試合に重点を置き、その練習方法も技術向上主義の傾向が強く、初心者であるAが受け身だけを反復練習したのは最初の10日間ぐらいで、5月20日ごろには乱取りまで練習する状況にあった。

事故当日は、練習開始から約1時間にわたり、全員休みなして同一ペースで練習しており、事故発生前、Aは2年生で初段のBから大外刈りで連続して投げられ、疲労で満足に受け身もできない状態で、後頭部を強打してこの事故にいたったものである。なお、Aの体格はBよりもかなり劣っていた。その間、指導に当たっていたC教諭は道場に居合わせながら、剣道部の顧問と雑談するなどして練習を見ていなかった。

このため死亡したAの保護者は、この事故はC教諭の指導上の過失により起こったものとして県を相手どって損害賠償を請求した。

(2) 判決の概要(昭54.3.28松江地裁出雲支部判決)

C教諭が初心者に対する安全第一主義の立場から、死亡したAの体力、技術、受け身能力、疲労度等を観察して正しく把握し、特にAが受け身が困難なほどに疲労がみられる場合には、これを見過ごすことなく、「直ちに練習を中止させ休憩を与える」とか、Bに大外刈りをかけさせる場合でも、危険を避けるような具体的な指導をしていたならば、この事故の発生は防止できたと考えられる。したがって、この点ではC教諭に過失がある。

裁判所は以上のように述べて、県に対して損害賠償の支払いを命じた。

(3) C教諭の注意義務

C教諭は体育担当教諭であり、また、柔道部の部長として指導に当たっていた立場から柔道練習は一般に生命・身体に対する危険発生の可能性が高く、特に部活動における柔道は、勝敗や技の上達だけを目的とするプロスポーツと異なり、生徒の心身の健全な発達を目的とする学校教育の一環として行われるべきものであることから、柔道部員の練習中の安全確保のために、次のような注意義務を負っていた。

- ア 各部員の体力差や技術差を正しく把握して力量に応じた練習を指導し、特に、初心者
に受け身を完全に身につけさせる。すなわち、受け身が十分でない者の相手の選択にも
配慮し、受け身の困難な鋭い技をかけさせないようにする。
- イ 部員の体力や技術を無視して一斉指導を強要しないようにする。
- ウ 健康状態が悪かったり、疲労が激しい者には休憩を与えて無理をさせないようにする。
- エ 危険な技や動作を禁止する。

<法律上教員が負うべき注意義務>

1 教員の注意義務の範囲

学校における教育活動およびこれと密接不離の生活関係について生徒の発達段階に応じた注意義務を負う。(部活動、合宿も含まれる。)

2 教員の注意義務の程度

生徒の生命、身体の安全について最善の注意義務を尽くすこと。

職員の本来の職務である学習指導、生徒指導等の分野における生徒に対する注意監督義務の程度は、親の代理監督者としての立場、専門教育従事者であること等の理由から、一般の人に要求されるものより高度なものが求められている。

(1) 発達段階に応じて、自らの危険を判断し、回避することのできる能力が低い生徒ほど教員の注意義務の内容・程度は厳しいものになる。

(2) 当該教育活動が危険性の高いものであるほど教員の注意義務の内容・程度は厳しいものになる。

(3) 教員の注意義務の判断基準

ア 学校における教育指導上の立場から示されている専門的な指導に従っているか。

イ 事故発生の予測が可能であったか。

ウ 事故の発生が予測される場合、その危険を回避するため万全の対策が講じられたか。

なお、事故発生を予測・回避するためには、専門的な情報を熟知している必要がある。現在一般的に認められている比較的新しい情報として、次のものなどが考えられる。

- ・ 学習指導要領及びその解説書, これらに関する参考書
- ・ 教育委員会からの通知・通達, 指導, 研修, 手引
- ・ 学校教育研究会議等での研究, 文献
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター出版物等
- ・ 関係法規(学校教育法, 学校保健安全法, 体育施設基準等)
- ・ 健康・病気に関する一般的知識
- ・ その他事故防止に関する参考書

Q18 スポーツ安全保険とはどのようなものですか。

A. 公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ及び社会教育活動の普及進行に寄与することを目的としており、営利を目的としない公益財団法人です。スポーツ安全保険は、スポーツ安全協会が実施する制度であり、スポーツ及び社会教育活動に伴う傷害事故の補償を行って、団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これらの活動グループの育成及び運営の円滑化を図る趣旨から創設されたもので、全国的規模をもった互助共済的な傷害保険です。

運動部活動における万一の事故に備える意味からも、以下の事項を考慮しながらスポーツ安全保険への加入を検討する必要があります。

① 対 象

スポーツ活動, 文化活動, ボランティア活動等を行う4名以上のアマチュアの団体やグループ

② 保険期間

4月1日より翌年3月31日まで(4月1日以降の加入は、支払いの翌日から)

③ 加入区分・掛金・補償額

加入区分は、団体の構成員、活動内容によりA1, AW, C, B, CW, BW, A2, Dの8種に区分されており、掛金補償額も区分により異なる。ちなみに、中学校の運動部活動はA1に区分され掛金800円、高等学校の部活動はCに区分され掛金は1,850円である。(掛金金額は令和4年度の金額)

④ 傷害保険の対象

被保険者が団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院

⑤ 賠償責任保険の対象

被保険者が団体の活動中及び往復中に、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った被害

⑥ 突然死葬祭費用保険の対象

加入者が団体の活動中及び往復中に発生した、突然死に際し、親族が負担した葬祭費用が対象

- ⑦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付金との関係
学校教育活動における補償制度としては独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付があり、スポーツ安全保険の補償対象はこの給付とは重複しない仕組みである。学校の管理下として認められていない活動において事故が発生した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付が行われないので、これらの活動中の事故にも備える保険としてスポーツ安全保険がある。
また、⑤にあるように、損害賠償責任にも対応しているという特徴がある。
- ⑧ 加入の手続き
「スポーツ安全保険の解説」、「スポーツ安全保険のあらまし」（各市町村教育委員会及び県立学校に配布）を参照する。

(財)スポーツ安全協会鹿児島県支部 099-813-1108(内線)
<http://www.sportsanzen.org>

Q19 ドーピングはなぜいけないのですか。

- A. ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用したり、その使用を隠蔽したりすることです。

ドーピングは

- (1) 競技者の健康を害する
- (2) フェアプレーの精神に反する
- (3) 反社会的行為である

という理由からルールで禁止されています。「ずる」くて「危険」な行為を容認することは、スポーツの健全な発展を妨げるからです。

ルールでは禁止表に示される物質の使用や禁止方法の行使がドーピングにあたります。ドーピング検査で禁止物質が検出されれば、治療目的であっても原則として制裁が課せられます。

したがって、ルールをよく理解し、治療目的で薬を使用する時もドーピング防止ルールに詳しいドクターに相談するなどの注意が必要です。

◆ドーピングについての詳細

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

〒115-0056 東京都北区西ヶ丘3-15-1

国立スポーツ科学センター内

TEL 03-5963-8030 FAX 03-5963-8031

<http://www.playtruejapan.org>